

○鏡野町空き家片付け推進事業補助金交付要綱

平成29年4月3日

告示第26号

改正 令和2年3月23日告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の有効活用による定住促進と流通促進を図るため、空き家の家財処分に要する経費に対し、予算の範囲内において、鏡野町空き家片付け推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鏡野町補助金等交付規則（平成17年鏡野町規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に居住を目的として建築され、現に居住者がいない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）戸建ての建物をいう。
- (2) 家財 当該空き家において使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨、その他家財道具
- (3) 代行業者 所有者の代わりに家財の処分を行う廃棄物の収集運搬及び処分の許可を有する事業者

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鏡野町内に移住又は定住をする者と空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した者で、本契約の契約締結日から1年を経過していない者
- (2) 鏡野町内に移住又は定住をするために空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した者で、本契約の契約締結日から1年を経過していない者
- (3) 町長が特別な事情があると認める者

2 この告示により補助金の交付を受けることができるのは、同一申請者及び同一物件に対して1回を限度とする。ただし、同一物件が再度空き家となった場合については、この限りでない。

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、3親等内の親族間での売買若しくは賃貸又は無償での使用に係わる場合は、補助金の交付対象者から除外する。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 この補助金の対象となる経費及び補助金額は別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鏡野町空き家片付け推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、鏡野町空き家片付け推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、納期の到来した申請者の世帯に係る鏡野町税条例(平成17年鏡野町条例第95号)第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、有線テレビ使用料、保育料及び学校給食費等のうち、いずれかに滞納がある者については補助金の交付を決定しないものとする。

(申請内容の変更)

第8条 交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じた場合は、鏡野町空き家片付け推進事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の10分の3以内の減額にあつては、この限りでない。

2 町長は、前項の変更交付申請書の提出により、当該申請の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、鏡野町空き家片付け推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該申請に係る事業の完了日から20日以内に鏡野町空き家片付け推進事業補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(確定通知)

第10条 町長は、前条により実績報告書を受領したときは、当該報告の内容を審査し、速やかに補助金の交付額を確定し、鏡野町空き家片付け推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条により確定通知を受けた交付決定者は、鏡野町空き家片付け推進事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 補助対象事業を承認なく変更し、又は取りやめをしたとき。
- （3） 偽りの申請又は不正な方法によって補助金の決定又は交付を受けたとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。
- （5） その他町長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、鏡野町空き家片付け推進事業補助金返還（取消）決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2箇月以内に返還命令額を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和2年3月23日告示第28号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象経費	補助金額
一般廃棄物処理手数料（指定袋・指定シール購入費） 特定家庭用機器等リサイクル手数料 津山圏域クリーンセンターに家財を持ち込み、処分した際の費用 家財の運搬に使用する車両の賃料 代行業者が家財を処分する場合の委託料 その他、家財の処分及び搬出に要する経費として、町長が必要と認める支出	補助対象経費の1／2、上限100,000円